

10月2日質問分への回答

質問1. 本補助金はプロモーション（ウェブ媒体や紙媒体での販促）に関する補助金でお間違いないでしょうか。

【回答】

プロモーション（ウェブ媒体や紙媒体での販促）事業のみの申請を妨げるものではありません。しかしながら、事業実現性、商品としての実効性を見極めるため、イベント実施など実際の旅行商品の開発が伴うことを想定しています。募集要項にもあるとおり、本補助金は、トレッキングなどのスポーツを通じ、歴史の道や街並みなどの観光資源を活用し、地域の魅力や楽しみ方など新たな視点や付加価値を創出する新たな観光商品の開発及びプロモーションへの補助を目的としております。

質問2. 本補助金でプロモーションするものの実際に参加人数が集まらずに、実施ができなかった場合には、実施に必要な経費は除き、プロモーション費用は補助される認識でよろしいですか。

【回答】

不可抗力によるイベント中止を除き、参加者が集まらなかったなどの理由でイベントを中止とした場合は、補助金の支払いが認められない可能性が極めて高いと考えられます。